

第 34 回横浜港カッターレース競技規約

1. レースは、往路 180m、復路 180m の 360m 折り返しコースで行なう。
2. 一般レースは、予選各組首位チームのタイム上位 16 チームが準決勝へ進出し、準決勝各組の首位 4 チームで決勝レースを行ない、優勝、準優勝、3 位及び 4 位を決定する。女子レースについては、予選各組首位チームのタイム上位 4 チームが決勝に進出し、同じく順位を決定する。シニアレースについては、漕ぎ手年齢合計 360 歳以上のチームがエントリーできるものとし、タイムにて順位を決定する。
3. 使用艇は、コースに割り当て、予選出場レース・コースは開会前に抽選で決定しておくが、準決勝・決勝レースは、改めてコースを抽選する。
4. 出場クルーは、艇長－1 名、艇指揮－1 名、漕手－6 名、乗組定員は 8 名とし、あらかじめクルーリストを審判長に提出すること。クルーの変更がある場合は、再度提出する。ただし、シニアレースについては、漕ぎ手年齢合計 360 歳以上とし、漕ぎ手の変更がある場合は、年齢証明を添付し、審判長の承認を得ることとする。
*なお、女子チームの艇長、艇指揮は、男性でも可とする。
5. スタート
 - 1) スタート準備
 - ①各艇はすみやかにスタート位置につき、スタートの態勢を整えること。なお、乗艇してからの練習は禁止する。練習によりスタート位置につくのが遅れた場合は失格とする。
 - ②艇長はスタートブイより出ているスタートラインエンドのリングを握り、艇首を回頭ブイに向けてオールをあげる。スタート準備が整えば、艇指揮が白旗をあげて、スターターに知らせる。艇首ふぞろいときは、スターターの指示に従い、すみやかに艇を移動させること。
 - ③この場合、艇指揮は、お互いの艇首が揃うように漕手を指揮すること。艇首立て直しのために、バウのオールのみ常時使用してよい。スタート態勢が崩れた場合には、赤旗をあげて、スターターに知らせ、すみやかに態勢を整えること。
 - ④スターティングライン等がラダーポストと船尾の間からんでスタートできない場合、失格とする。
 - 2) 用意
スターターが白旗を頭上に掲げ、「用意」の号令を発したら、すべてのオール（バウのオールを含む）をあげ、「用意」の姿勢をとった後は、艇の態勢が崩れても、やり直しは認めない。
 - 3) スタート
スターターのホイッスルと白旗の振り下ろしでスタートする。
 - 4) スタートのやり直し
審判長がスタート不完全と認めた場合、及び水かき 3 回のうちオールの折損が生じた場合、レースを中断しスタートのやり直しをする。オールの折損は、艇指揮が、赤旗を振ってスターターに知らせること。レースの中断は、スピーカーで知らせる。

6. 回頭

コースの折り返しは、回頭ブイを左に見て行なうものとする。

7. ゴール

岸壁の黄旗とブイ（赤旗）を見通す線を、艇首が横切った時をゴールとし、ホイッスル・白旗の振り下ろしで知らせる。ゴールは、各々のブイを左に見て行なうものとする。順位決定は目視で行ない、同着の場合は審判長の判断によるが追い込み艇を勝者とする。

8. オール

レース途中で、オールを流した場合及びオールを折損した場合には、予備オールを使用することができる。

9. 次の場合は、失格とする。

- 1) 乗艇した後、すみやかにスタート位置につかないと審判長が認めた場合
- 2) スタートにおいて、フライングを犯したと審判長が認めた場合
- 3) 故意又は過失により、他艇の進路を妨害したと審判長が認めた場合
- 4) コースの折り返しの際に艇がブイに接触した場合
- 5) 艇長若しくは艇指揮が漕手の援助をした場合
- 6) 同一人が複数のチームに、漕手として参加した場合
- 7) ブイを右に見てコースを折り返した場合及びブイを右に見てゴールした場合
- 8) その他この競技規約に違反した場合

10. 他艇から進路妨害を受けたと審判長が認めたチームは、タイムチャレンジレース実施希望をレース終了直後に審判長へ申し出ることができる。

- ①タイムチャレンジレースは、予選レース、準決勝レース又は決勝レースの各レース終了後に行う。
- ②タイムチャレンジレースは、予選レース、準決勝レース又は決勝レースと同一コースを使用して行う。ただし、タイムチャレンジを行うチームが複数あり、コースが重複する場合は抽選によりコースを決定する。
- ③タイムチャレンジレースのタイムをもって当該チームの予選レース、準決勝レース又は決勝レースのタイムとみなす。

11. 競技中の判定は、審判長が行ない、出場クルーは、その判定に抗議することができない。

12. 競技の円滑な進行のため、レース終了後すみやかに乗艇場所に着艇すること。